

中医協 実 - 1  
17. 11. 2

## 第15回医療経済実態調査（医療機関等調査）結果速報

— 平成17年6月実施 —

中央社会保険医療協議会

平成17年11月

## 調 査 の 概 要

1. この調査は、病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的として、中央社会保険医療協議会が平成17年6月に実施したものである。

### 2. 調査の対象及び客体

社会保険による診療を行っている全国の病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険調剤を行っている全国の保険薬局のうち1ヶ月の処方せん平均取扱い枚数が300枚以上の薬局を対象とし、これらの医療機関等を、地域別等に層化し、次の抽出率で無作為に抽出した施設を調査客体とした。

なお、特定機能病院及び歯科大学病院については、別途、全ての施設を調査客体とした。

	抽出率
病 院	1 / 5
一般診療所	1 / 25
歯科診療所	1 / 50
保険薬局	1 / 25

### 3. 調査施設数、調査票回答施設数等の状況

	調査施設数 ①	調査票回答施設数 ②	回 答 率 (②/①)	有効回答施設数 ③	有効回答率 (③/①) (前回調査)	有効回答施設数の内訳	
						介護保険事業 未実施施設数	介護保険事業 実施施設数
病 院	1,696	1,077	63.5%	1,038	61.2% (56.0%)	739	299
一般診療所	2,480	1,168	47.1%	1,123	45.3% (45.3%)	1,060	63
歯科診療所	1,241	803	64.7%	755	60.8% (57.3%)	730	25
保険薬局	1,197	878	73.4%	743	62.1% (58.5%)	670	73
特定機能病院	81	72	88.9%	68	84.0% (97.6%)	67	1
歯科大学病院	19	19	100.0%	16	84.2% (100.0%)	16	0

(注) 特定機能病院及び歯科大学病院については、別掲である。

#### 4. 調査の内容

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局について、施設の概要、収支の状況、資産及び負債、従事者の人員及び給与、設備投資の状況等の調査を行った。(収支に関する調査項目は別紙のとおり。)

#### 5. 留意事項

(1) この調査における収支状況、給与費は平成17年6月1か月間の数値であり、その他の項目は特に注記のある場合を除き平成17年6月30日現在の数値である。

(2) 個人立の病院・一般診療所・歯科診療所・保険薬局においては、開設者の報酬に相当する部分は、「医業費用(又は費用)」の「給与費」には含まれていない。また、「総収支差額(又は収支差額)」については、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。

(3) 特定機能病院及び歯科大学病院は、従来のデータとの比較のため、「一般病院全体」(歯科大学病院については「歯科診療所」)の集計には含めていない。

#### (4) 表章記号の規約

数値のない場合	-----	—
統計項目のありえない場合	-----	・
比率が微少(0.5未満)の場合	-----	0

(注) この報告書の収支状況等における合計数値と内訳数値は、四捨五入の関係で合致しない場合がある。

(5) 本速報は、「介護保険事業に係る収入のない医療機関の集計」及び「介護保険事業に係る収入のない医療機関等及び介護保険事業に係る収入のある医療機関等の集計」について、収支状況を中心に取りまとめたものである。

なお、速報で報告しない項目については、「本報告」において報告する。

(別紙)

## 収支に関する調査項目

## 1. 病院

I 医業収入	
1. 入院収入	入院患者の医療に係る収入（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自賠責、自費診療収入等）
2. 特別の療養環境収入	入院患者の医療に係る収入のうち特別室の特別料金徴収額
3. 外来収入	外来患者の医療に係る収入（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自賠責、自費診療収入等）
4. その他の医業収入	保健予防活動収入、医療相談収入、受託検査・施設利用収入、文書料等の収入
(II 介護収入)	
1. 施設サービス収入	施設サービスに係る収入
2. 居宅サービス収入	居宅サービスに係る収入（短期入所療養介護を含む）
3. その他の介護収入	前記の科目に属さない介護収入
II 医業費用 (III 医業・介護収入)	
1. 給与費	職員の給料、賞与（年間支給額の1/12）、退職金（前年(度)実績の1/12）、法定福利費 （注）個人立の病院においては、開設者の報酬に相当する部分は含まれていない。
2. 医薬品費	調査月に費消した医薬品の購入額
3. 給食用材料費	調査月に費消した患者給食のための食品の購入額
4. 診療材料費・医療消耗器具備品費	・レントゲンフィルム、ギブス粉、ガーゼ等 ・注射針・筒、体温計、聴診器等の費消額
5. 経費	福利厚生費、消耗品費、光熱水費、賃借料、事業税、固定資産税等
6. 委託費	検査、患者用給食、医療用廃棄物、医療事務等の委託費
7. 減価償却費	建物、建物附属設備、医療機器、車両船舶等の減価償却費（前年(度)実績の1/12）
8. その他の医業費用	研究研修費等
III 医業収支差額 (IV 収支差額)	I - II (I + II - III)
IV その他の医業関連収入 (V その他の医業・介護関連収入)	・受取利息・配当金（前年(度)実績の1/12）、有価証券売却益等 ・固定資産売却益等の特別利益（前年(度)実績の1/12） ・補助金・負担金（前年(度)実績の1/12）
V その他の医業関連費用 (VI その他の医業・介護関連費用)	・支払利息（前年(度)実績の1/12）、有価証券売却損、貸倒損失等 ・固定資産売却損等の特別損失（前年(度)実績の1/12）
VI (VII) 総収支差額	III + IV - V (IV + V - VI) （注）個人立の病院の総収支差額からは、開設者の報酬となる部分以外に建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。

## 2. 一般診療所

I 医業収入	
1. 保険診療収入	入院患者・外来患者の医療に係る収入（医療保険、公費負担医療）
2. 公害等診療収入	入院患者・外来患者の医療に係る収入（公害医療、労災保険、自賠責等）
3. その他の診療収入	自費診療収入等
4. その他の医業収入	・学校医・産業医・当番医の手当、健康診断、各種検診、文書料等の収入 ・その他（受取利息、配当金、補助金等）
(II 介護保険収入)	
1. 施設サービス収入	施設サービスに係る収入
2. 居宅サービス収入	居宅サービスに係る収入（短期入所療養介護を含む）
3. その他の介護収入	文書料など前記の科目に属さない介護収入
II 医業費用（III 医業・介護収入）	
1. 給与費	職員の給料、賞与（年間支給額の1/12）、退職金（前年(度)実績の1/12）、法定福利費 （注）個人立の一般診療所においては、開設者の報酬に相当する部分は含まれていない。
2. 医薬品費	調査月に費消した医薬品の購入額
3. 材料費	調査月に費消した診療材料、医療消耗器具備品、給食用材料等の購入額
4. 委託費	検査、患者用給食、医療用廃棄物、医療事務等の委託費
5. 減価償却費	建物、建物附属設備、医療機器、車両船舶等の減価償却費（前年(度)実績の1/12）
6. その他の医業費用	・経費（福利厚生費、消耗品費、光熱水費、賃借料、事業税、固定資産税等） ・その他（支払利息、雑費等）
III (IV) 収支差額	I - II（I + II - III） （注）個人立の一般診療所の収支差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。

### 3. 歯科診療所

I 医業収入	
1. 保険診療収入	入院患者・外来患者の医療に係る保険診療収入（医療保険、公費負担医療）
2. 労災等診療収入	入院患者・外来患者の医療に係る保険診療収入（労災保険、自賠責等）
3. その他の診療収入	自費診療収入等
4. その他の医業収入	・学校医・産業医・当番医の手当、健康診断、各種検診、文書料等の収入 ・その他（受取利息、配当金、補助金等）
II 介護収入	
1. 居宅サービス収入	居宅サービスに係る収入
2. その他の介護収入	前記の科目に属さない介護収入
III 医業・介護費用	
1. 給与費	職員の給料、賞与（年間支給額の1/12）、退職金（前年（度）実績の1/12）、法定福利費 （注）個人立の歯科診療所においては、開設者の報酬に相当する部分は含まれていない。
2. 医薬品費	調査月に費消した医薬品の購入額
3. 歯科材料費	調査月に費消した歯科材料、診療材料、医療消耗器具備品等の額
4. 委託費	歯科技工、医療用廃棄物、医療事務等の委託費
5. 減価償却費	建物、建物附属設備、医療機器、車両船舶等の減価償却費（前年（度）実績の1/12）
6. その他の医業費用	・経費（福利厚生費、消耗品費、光熱水費、賃借料、事業税、固定資産税等） ・その他（支払利息、雑費等）
IV 収支差額	（I + II - III） （注）個人立の歯科診療所の収支差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。

#### 4. 保険薬局

I 収入	
1. 保険調剤収入	調剤に係る収入（医療保険、公費負担医療）
2. 公害等調剤収入	調剤に係る収入（公害医療、労災保険、自賠責等）
3. その他の薬局事業収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自費診療による調剤収入</li> <li>・一般用医薬品、化粧品等の販売収入</li> <li>・受取利息、配当金等</li> </ul>
II 介護収入	
1. 居宅サービス収入	居宅サービスに係る収入
2. その他の介護収入	前記の科目に属さない介護収入
III 費用	
1. 給与費	職員の給料、賞与（年間支給額の1/12）、退職金（前年(度)実績の1/12）、法定福利費 （注）個人立の保険薬局においては、開設者の報酬に相当する部分は含まれていない。
2. 医薬品等費	調査月に費消した調剤用医薬品、一般用医薬品、その他品目（化粧品等）の額
3. 委託費	医療事務等の委託費
4. 減価償却費	建物、建物附属設備、調剤用機器、車両船舶等の減価償却費（前年(度)実績の1/12）
5. その他の経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費（福利厚生費、消耗品費、光熱水費、賃借料、事業税、固定資産税等）</li> <li>・広告宣伝費</li> <li>・その他（支払利息、雑費等）</li> </ul>
IV 収支差額	（I + II - III） （注）個人立の保険薬局の収支差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。